JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
[p-1]
2012 平成24年10月 号外30
いのちにやさしいまちづくり
ねこだすけ NEWS
号外 vol.30
Neko-Dasuke http://www.nekodasuke.net
NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

動物愛護法が変りました。

公布日の平成24年9月から1年以内に施行されます。

折角の法改正ですから、地域猫対策に都合良く上手に使おうと思うのです。

従来法では、所有者などのいない野良猫の「健康や福祉」を守ろうとするとき、直接的で具体的に書かれた根拠法を探すのに苦労しました。

今回の改正法第一条（目的）には『遺棄』の防止のほか、『動物の健康及び安全の保持』『人と動物の共生する社会の実現を図る』などと具体的な文章が加えられ、また改められたりしています。（※改正法の「要綱」「法律」「新旧対照条文」「付帯決議」などは、ホームページ検索キーワード「アニマルウエルフェア連絡会」からも辿れます。）

これからは、飼い主のいるいないに関わらず、法律上の愛護動物とされている地域猫対策の猫の健康を守り、人との共生を目指し易くなります。

終生飼養が法律本文に明記されました。第七条（動物の所有者又は占有者の責務等）第4項『動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。』

繁殖制限が犬及び猫に限らず適用されます。同第七条第5項『動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。』

逸走防止が加えられました。同第七条第3項『動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。』

犬猫等健康安全計画　動物取扱業は第一種と第二種に分類され、第一種で犬猫を取扱う業者は、登録申請書に次の事項の記載が必要となります。同法第十条第3項二号『（一部を割愛して抜粋）販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）』

また、同第十二条（登録の拒否）に次が加えられ、『犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、』…、登録を拒否できます。

●捨て猫違反が倍の百万円に…

●平仮名だった「ねこ」が、常用漢字の「猫」に…

私たちが十数年前から訴え続けた「捨てるな　殺すな　増やすな　逃がすな　苦しめるな　生まれたら一生涯お世話をしてね　!!」の小さな声が、法律の本文にも届き始めたものと思われます。

法律を誰が執行するの？…と、多忙で人手も少ないという役人から聞かされることも少なくありませんが、（地方公共団体への情報提供等）として第四十一条の四が新設されました。『国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護担当職員の設置、動物愛護担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるように努めるものとする。』

罰則は、殺傷犯罪の懲役1年罰金100万円が同2年・200万円、衰弱虐待の50万円が100万円、遺棄犯罪の50万円が100万円などとそれぞれ2倍になり、従来の「給餌給水をやめる等衰弱虐待」が、具体的な事例で解説されました。

●記事は平成24年10月のブログと連携しています。　地域猫　地域ねこ　ちいきねこ　検索

衆参両院付帯決議

古い引用ですが、1999年の法改正時の付帯決議に次の項目がありました。『四　犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。』

この項目を引用すると、『やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置』は、「所有者のいない猫の所有権を放棄できない。」ということにつながり、「所有権者のいない野良猫の、駆除目的の引き取りを断れる。」という解説に努めました。

今回の改正法第三十五条（犬及び猫の引取り）にはさまざまな条件の下ですが『その引取りを拒否することができる。』…と加えられ、改められました。

平成24年8月28日、改正法案可決時の衆議院環境委員会付帯決議『動物の愛護及び管理の推進に関する件（案）』の一部を同院のホームページより以下に抜粋しました。

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一　動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。

二　第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実に行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によって不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。

六　犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限尽力するよう、各地方自治体を指導すること。

●特定動物の飼養や保管などの違反行為の法人には罰金五千万円も…

八　飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

十　被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。

十一　犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。

右決議する。

地域ねこ対策 行事計画

ねこだすけがお手伝いや参加させていただく行事

10月13日(土) 練馬区・地域猫活動説明会
主催：練馬区保健所

10月21日(日) 狛江市・第11回にゃんにゃんセミナー
主催・共催：狛江市・狛江地域ねこの会

10月27日(土) 国立市・第6回にゃんにゃんセミナー
主催・協働：国立市・猫のゆりかご

12月1日(土) 新宿区・第12回にゃんにゃんセミナー
主催・協働：新宿区保健所・ねこだすけ

その他、詳しくは… ねこだすけ　行事 検索